

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

提出先、申告年分などを書いてください。
〇〇には「3」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

※ 「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所（又は事業所・事務所・居所など）」欄の（ ）内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。
なお、「郵便番号」欄は、住所以外で申告される場合、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。
また、「令和 年」の空白に「4」と書き、令和4年1月1日現在の住所を書いてください。

収入金額等 所得金額等

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、63ページの「1 給与所得金額の計算表」で求めることができます。
なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除（63ページ）の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから12ページでその金額を求めることができます。

申告書B第一表(上部)

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

令和 〇 年 2 月 16 日 令和 〇 3 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA2201

現在の住所 B市××町1-23-9

氏名 国税 一郎

会社員 国税 一郎 本人

収入金額等 所得金額等

給与 11,800,000

所得金額等 9,850,000

申告の種類を表示します。
株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。
あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

第三表(20ページ)

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

B市××町1-23-9

国税 一郎

給与・賞与 11,800,000

所得金額等 9,850,000

源泉徴収税額 1,273,900

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

合計所得金額とは・・・

第一表の「所得金額等」[⑫合計]欄の金額に、申告分離課税の所得金額（申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（19ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

令和 〇 3 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA2301

住所 B市××町1-23-9

氏名 国税 一郎

社会保険料控除等に関する事項

所得の内訳

給与 11,800,000

所得金額等 9,850,000

第一表(21ページ)

この事例では、あなた（株式等をお売りになった方）の合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者（特別）控除」（18ページ参照）の適用ができませんが、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。
詳しくは、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページから20ページを参照してください。

○ 住民税・事業税に関する事項
給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

社会保険料控除等に関する事項など

第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください（旧生命保険料に係る1契約9千円以下のものを除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の41ページを参照してください。）。

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などであなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑮ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑯ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

④ 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額 は、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

※ ⑬欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑳欄の記載を省略し、㉕欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

令和3年分 給与所得の源泉徴収票									
B市×町1-23-9									
国税 一郎									
給与・賞与	11,800,000	9,850,000	1,660,000	1,273,900					
社会保険料等	130,000	900,000	100,000	50,000					

申告書B第一表(左下部)

社会保険料控除 ⑬	900,000
小規模企業共済等掛金控除 ⑭	
生命保険料控除 ⑮	100,000
地震保険料控除 ⑯	50,000
配偶者、ひとり親控除 ⑰	000,000
勤労学生、障害者控除 ⑱	000,000
配偶者(特別)控除 ㉑	000,000
扶養控除 ㉒	000,000
基礎控除 ㉔	480,000
⑬から㉔までの計 ㉕	1,530,000
雑損控除 ㉖	
医療費控除 ㉗	
寄附金控除 ㉘	
合(㉕+㉖+㉗+㉘) ㉙	1,530,000

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。

第三表㉙欄へ(20ページ)

㉑～㉒ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和3年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和3年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。
- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和27年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成18年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)をいいます。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成11年1月2日から平成15年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)をいいます。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和27年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

㉔ 基礎控除

あなたの令和3年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの令和3年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

【配偶者(特別)控除額】

	あなた(居住者)の合計所得金額			控除の種類
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	48万円以下(控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
配偶者特別控除	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0円	0円	0円

【扶養控除額】

	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族	63万円
老人扶養親族	同居老親等 58万円
	同居老親等以外 48万円

【基礎控除額】

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

⑤ 第三表の分離課税の 収入金額 や 所得金額 などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和03年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2400

住所 B市×町1-23-9
氏名 国税 一郎

収入金額
短期譲渡 一般分 ② 350,000
長期譲渡 一般分 ③ 240,000
先物取引 ④
山林 ⑤
退職 ⑥
所得金額
短期譲渡 一般分 ⑦ 152,500
長期譲渡 一般分 ⑧ 583,500
先物取引 ⑨
山林 ⑩
退職 ⑪
所得金額
短期譲渡 一般分 ⑫ 152,500
長期譲渡 一般分 ⑬ 583,500
先物取引 ⑭
山林 ⑮
退職 ⑯

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額
「一般株式等」、「上場株式等」とに、それぞれ左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	350,000	2,400,000
収入金額	その他の収入 ②		
収入金額	小計(①+②) ③	350,000	2,400,000
必要経費又は譲渡損失	取得費(取得価額) ④	197,500	1,800,000
必要経費又は譲渡損失	譲渡のための委託手数料 ⑤		16,500
必要経費又は譲渡損失	⑥		
必要経費又は譲渡損失	小計(④から⑥までの計) ⑦	197,500	1,816,500
所得金額	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1)(△を付けないで書いてください) ⑧		
所得金額	差引金額(③-⑦-⑧) ⑨	152,500	583,500
所得金額	特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2)(⑨欄が赤字の場合は△を付けてください) ⑩		
所得金額	所得金額(⑨-⑩) ⑪	152,500	583,500
繰越控除後の所得金額	本年分を差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫		
繰越控除後の所得金額	繰越控除後の所得金額(⑪-⑫) ⑬	152,500	583,500

合計所得金額 (16ページ参照)
この事例のように一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合の合計所得金額は、下のイからハの合計額です。

イ 第一表の 所得金額等「⑫合計」欄の金額

ロ 第三表の 所得金額「⑨一般株式等の譲渡」欄の金額(赤字の場合には0とします。)

ハ 第三表の 所得金額「⑩上場株式等の譲渡」欄の金額(赤字の場合には0とします。)

この事例では、次のようになります。

イの金額	9,850,000円
ロの金額	152,500円
ハの金額	583,500円
合計所得金額	10,586,000円

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の「所得金額等」[⑫合計]欄に記載した金額(16ページ参照)と「所得から差し引かれる金額」[⑳合計]欄に記載した金額(18ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑳欄の金額
= A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑤欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥④欄から⑦④欄までの金額を、対応する⑦⑥欄から⑧②欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥④欄から⑦④欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑥欄から⑧②欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含みます。)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑳欄の金額(1,530,000円)が⑫欄の金額(9,850,000円)から引ききれっていますから、その残額である8,320,000円を⑦⑤欄に書き、⑥⑨欄、⑦⑦欄の金額は、それぞれ1,000円未満の端数を切り捨てて、その合計額を⑦⑧欄に書きます。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑤欄)	所得税の税率	控除額	総合課税の所得金額に対する税額
8,320,000円	× 0.23	- 636,000円	= 1,277,600円

(⑧③欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%(他に住民税5%)ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例の場合、以下のように⑦⑧欄の金額を区分して、税額を計算します。

	課税される所得金額(⑦⑧欄)	所得税の税率	分離課税の所得金額に対する税額
【一般株式等】	152,000円	× 0.15	= 22,800円
【上場株式等】	583,000円	× 0.15	= 87,450円
合計金額	22,800円	+ 87,450円	= 110,250円

(⑧⑥欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

短期譲渡	一般分	⑥④							
長期譲渡	一般分	⑥⑤							
特定分	⑥⑥								
軽減課税	⑥⑦								
一般株式等の譲渡	⑥⑧								
上場株式等の譲渡	⑥⑨								
上場株式等の配当等	⑦①								
先物取引	⑦②								
山林	⑦③								
退職	⑦④								
総合課税の合計額	(申告書第一表の⑫)	⑫							
所得から差し引かれる金額	(申告書第一表の⑳)	⑳							
課税される所得金額	⑫-⑳	⑦⑤							
⑦⑤に対応分	⑦⑥								
⑦⑥に対応分	⑦⑦								
⑦⑦に対応分	⑦⑧								
⑦⑧に対応分	⑦⑨								
⑦⑨に対応分	⑧①								
⑧①に対応分	⑧②								

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑦⑤に対応分	⑧③								
⑦⑥に対応分	⑧④								
⑦⑦に対応分	⑧⑤								
⑦⑧に対応分	⑧⑥								
⑦⑨に対応分	⑧⑦								
⑧①に対応分	⑧⑧								
⑧②に対応分	⑧⑨								
⑧③から⑧⑨までの合計	(申告書第一表の⑧⑥)	⑧⑥							

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の25ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

確定申告書B		F A 2 2 0 1	
姓	名	生年月日	3 3 9 0 1 1 2
姓	名	住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
会社員	専業主婦・主夫	世帯主の氏名	国税 一郎
整理番号	電話番号	自治体勤務先・携帯番号	000-XXXX-XXXX
課税される所得金額	(⑫-⑳)又は第三表上の⑦⑤に対する税額又は第三表の⑦⑤	③①	1 3 8 7 8 5 0
配当控除	③②	③③	
特定増改築等特別控除	③④	③⑤	0 0
政党等寄附金等特別控除	③⑥	③⑦	
住宅耐震改修特別控除等	③⑧	③⑨	
差引所得税額	(③①-③②-③③-③④-③⑤-③⑥-③⑦-③⑧-③⑨)	④①	1 3 8 7 8 5 0
災害減免額	④②	④③	1 3 8 7 8 5 0
再差引所得税額(基準所得税額)	(④①-④②)	④④	2 9 1 4 4
復興特別所得税額	(④④×2.1%)	④⑤	1 4 1 6 9 9 4
所得税及び復興特別所得税の額	(④④+④⑤)	④⑥	
外国税額控除等	④⑦	④⑧	1 2 7 3 9 0 0
源泉徴収税額	(④⑥-④⑦)	④⑨	1 4 3 0 0 0
申告納税額	(第1期分・第2期分)	⑤①	1 4 3 0 0 0
第3期分の税額	(④⑨-⑤①)	⑤②	△
公的年金等以外の合計所得金額	⑤③	⑤④	
配偶者の合計所得金額	⑤⑤	⑤⑥	
専従者給与(控除)の合計額	⑤⑦	⑤⑧	
青色申告特別控除額	⑤⑨	⑤⑩	
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	⑤⑪	⑤⑫	
未納付の源泉徴収税額	⑤⑬	⑤⑭	
本年分で差し引く繰越損失額	⑤⑮	⑤⑯	
平均課税対象金額	⑤⑰	⑤⑱	
変動・臨時所得金額	⑤㉑	⑤㉒	
申告期限までに納付する金額	⑤㉓	⑤㉔	0 0
延納届出額	⑤㉕	⑤㉖	0 0 0

延納の届出

第一表の「⑤①納める税金」の2分の1以上の金額を令和4年3月15日(火)までに納付することにより、その残額を、令和4年5月31日(火)まで延納することができます。
なお、延納期間中は利子税がかかります。

「③②配当控除」、「③④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③⑤～③⑦政党等寄附金等特別控除」、「③⑧～④①住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

④① 差引所得税額

③①欄に転記した税額から③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④①欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得税額(基準所得税額)

④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、

④⑤ 所得税及び復興特別所得税の額
④③欄の金額に2.1%を乗じた金額を④④欄に書いてください。
また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑧ 源泉徴収税額

第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④⑧源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(17ページ参照)。

⑤① 申告納税額

④⑤欄の金額から「④⑥～④⑦外国税額控除等」、「④⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

事例2(記載例)